

基本仕様書（案）

1. 業務名

くまもと花博2025における水辺エリアイベント実施運営業務委託

2. 業務目的

本業務は、くまもと花博2025において、水辺エリアの魅力を生かした空間づくりと、円滑なイベント運営を行うことで、来場者に花とみどりの魅力を伝え、地域の魅力発信と来客促進につなげることを目的とするもの。

3. 履行期間

本業務の履行期間は、契約締結日から令和8年（2026年）3月31日までとする。
なお、想定される各イベントの開催時期は以下のとおり。

(1) 花壇コンテスト

11月15日（土）～11月24日（月）

植え付け：11月8日（土）

コンテスト：11月15日（土）～11月22日（土）

(2) ジェーンズ邸フラワーダイニング

11月22日（土）、23日（日）及び翌年3月中（2回実施）

(3) ナノハナ種まき体験

11月15日（土）または16日（日）

(4) みなも祭りとのタイアップ

10月25日（土）～10月26日（日）

(5) その他のイベント

11月15日（土）～11月24日（月）

4. 履行場所

熊本市内 江津湖周辺ほか（熊本市動植物園など）

5. 業務内容

(1) 計画・準備について

- ・ 本事業にあたっての実施内容及び作業工程を示すこと。
- ・ 会場の設営やイベントの実施において、自然環境等に配慮すること。
- ・ 詳細なイベント内容及び設営内容が決まり次第、関係機関への届出等の必要な書類について作成すること。

(2) イベントの企画について

次の項目について、企画提案すること。

① 花壇コンテスト

熊本市動植物園のうち植物園エリア（以下、「植物園」という。）にて開催。企業部門と市民部門の2種のコンテストを企画立案し、集客・運営まで実施すること。また、一定規模の集客を達成するため、効果的な広報・プロモーションを併せて実施すること。参加者への補助は50万円程度を想定。

なお、企業部門には、花博実行委員会の協賛企業の参加を認めること。

② ジェーンズ邸フラワーダイニング

ジェーンズ邸（水前寺江津湖公園）において、フラワーワークショップやガーデンマルシェを開催し、来場者が飲食しながら楽しむことのできるイベントを開催すること。

③ ナノハナ種まき体験

植物園内で親子向けに開催される体験イベント内で、参加者に対して花の苗を景品として配布すること。

④ みなも祭りとのタイアップ

熊本市造園業協会が広木公園で開催する「みなも祭り」とタイアップし、警備業務等を行うこと。

⑤ 肥後六花のPR活動

植物園及び水前寺成趣園に植栽されている肥後六花についてPR用の看板を制作し設置すること。

⑥ 緑のマイスター企画によるイベント

緑のマイスターが企画・実施するイベントに対して必要な花材・資材の購入や支払いにかかる事務手続きを行うこと。購入資材は20万円程度を想定。

⑦ 独自提案

上記以外でも、本イベントの趣旨に沿った集客力のある企画を提案すること。

(3) 運営について

- ・ 責任者・担当者はイベント当日、会場で運営管理を行うこと。
- ・ 会場運営に必要な運営スタッフ、清掃スタッフ、交通輸送スタッフ及び交通警備スタッフ等を手配すること。
- ・ 従事するスタッフへ業務内容及び接遇の研修を事前に行い、イベント参加者からの苦情が無いように努めること。
- ・ 運営マニュアルを作成し、従事する全てのスタッフと共有すること。
- ・ 会場の使用上の注意に留意し、企画されたイベントの運営を安全に配慮して円滑に行うこと。参加者等の搬入搬出時における交通整理を行うこと。

- ・ 来場者数を計測し、報告すること。
- ・ 傷害及び損害保険等に参加し、事故発生時は早急に対応すること。
- ・ その他事業に必要な事項に関する運営を行うこと。
- ・ 運営に関する詳細については、必ず委託者と協議のうえ決定すること。

(4) 会場設営及び看板等の制作・運搬・設置・撤去について

- ・ 会場管理者との打ち合わせを含む会場の準備、設営及び撤去を行うこと。
- ・ 設営時にレイアウト変更を行う可能性があるものとする。
- ・ イベント実施に必要な看板、タイムスケジュールおよびサイン等をデザイン、作成、運搬、設置すること。
- ・ 運営に必要な備品、音響設備（会場全体に聞こえる程度の設備）の手配を行うこと。
- ・ イベント終了後、すみやかに会場の原状回復を行うこと。

6. 業務の進め方

- (1) 受託者は、委託者と綿密な打ち合わせを受託者の指定する場所で行い（週1回程度）、必要な情報提供や協議を行い、業務を適正に執行すること。
- (2) 作業予定・報告書を作成し、業務完了部分を明白にすること。

7. 成果物の提出

事業の記録（記録写真等）を行い、事業終了後に記録写真や報告書等と共に業務（成果、課題）報告を行うこと（印刷物と電子データにて提出）。なお、電子データによる提出物は、委託者が編集・使用できるようにすること。

8. その他

- (1) 本事業委託契約にかかわる成果物及び作成段階におけるデータ等に関する所有権及び著作権は、すべて委託者に帰属するものとする。
- (2) この仕様書に記載のない事項については、委託者と受託者で協議のうえ、委託者の指示に従うものとする。